

令和 6 年 2 月 17 日（土）～3 月 17 日（日）に行われる予定の令和 5 年度第 2 回試験に關しまして、本書の内容に影響のある「旅客自動車運送事業運輸規則（運輸規則）」（令和 5 年 4 月 1 日施行）、「道路交通法」（令和 5 年 7 月 1 日施行等）などの法改正がありました。

今回の改正は、**自動車の自動運転化**に対応する改正がメインとなり、特に「**特定自動運行保安員**」という**新しい運行スタッフ**が定義されたことで、多くの場所で記述の変更が生じます。

■特定自動運行保安員とは？

自動運転にはレベルが設定され、**レベル 4 以上の自動運転**では、自動車の操作を担当する者が当該自動車に乗車せずに、離れた場所から運行を監視することができます。
このように**自動運転される自動車に乗車又は遠隔操作によって自動運転を監視する人**のことを「**特定自動運転保安員**」といいます。

この特定自動運行保安員が新設されたことで、従来は運転者のみを対象としていた多くの規定が「運転者又は特定自動運行保安員」（＝運転者等）を対象とすることとなり、また、従来は運転者と運行業務を補助する従業員のみを対象としていた多くの規定が「運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員」（＝乗務員等）を対象とすることとなりました。

さらに、従来は運転者のみを対象とする規定などにおいて「乗務」とされていた文言が、特定自動運行保安員も対象とすることで「業務」になるといった用語変更が行われています。

これらの変更点をすべて掲載することは、お手元の書籍の確認・修正作業が非常に煩雑になり、また、以下の問題のように出題意図及び正否には、直接の影響はありません。

〔例：本書 31 ページ、最上部の「予想問題」〕

旅客自動車運送事業者は、**乗務員等**が有効に利用できるように、営業所、自動車車庫等に、休憩に必要な施設を整備し、及び**乗務員等**に睡眠を与える必要がある場合は睡眠に必要な施設を整備しなければならない。ただし、寝具等必要な設備が整えられていない施設は、有効に利用することができる施設には該当しない。

正答 正しい

上記の問題では、改正により問題文に「**乗務員→乗務員等**」という変更が生じますが、問われている内容は、寝具等必要な設備が整えられていない睡眠施設が、有効に利用することができる施設であるかという点であり、改正点は本問の正誤に影響しません。

よって、今回の改正点につきましては、このような変更点をすべて紹介することなく、

お手元の書籍について、特に追加・修正しておくべきと考えられる点のみを公表いたします。
ご容赦ください。なお、全ての規定についてではありませんが、**主な用語の変更点**は以下の
ものです。

■**主な用語の変更点**（規定の対象に特定自動運行保安員を含むこととなるため）

- ・運転者 → 運転者等 ～なお、「運転者台帳」は「運転者等台帳」となる。
- ・乗務員 → 乗務員等
- ・乗務 → 業務 もしくは 運行の業務に従事、など
 ～なお、「乗務記録」は「業務記録」となる。
- ・運転 → 運行 ～なお、「運転基準図」は「運行基準図」となる。

■**特に追加・修正しておくべきと考えられる改正点**（お手元の書籍のご修正のお願い）

■p.44 「速攻攻略!!」の①、1～2行目

【変更前】

- ①…運転者に、対面により点呼を行い…

↓

【変更後】

- ①…業務に従事しようとする運転者等に、対面又は対面による点呼と同等の効果を有する
ものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い…

■**「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは？**

- ①遠隔点呼
- ②業務後自動点呼
- ③IT 点呼（IT 点呼は本書 p.59 に解説があるので、そちらをご参照ください）

を意味します。

事業者には、従来より、カメラやモニターを用いて点呼を行う③の「IT 点呼」が認められていましたが、これは輸送の安全に関する取組が優良であると認められる営業所に限られたものでした。

しかし、「使用する機器・システムの要件」、「実施する施設・環境の要件」及び「運用

上の遵守事項」を設定するなどの要件を満たす営業所において、営業所の優良性にかかわらず、遠隔拠点間（営業所－車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼を実施可能とする遠隔点呼制度が令和 4 年 4 月 1 日より開始されています。

なお、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所が実施できる従来の「IT 点呼」も引き続き利用可能です。

さらに、令和 5 年 1 月からは、乗務後（業務後）の点呼について、事業者は、要件を満たした機器を用いることで「業務後自動点呼」を行えるようになりました。

これら①～③の点呼については、対面による点呼と同等の効果が与えられる点は押さえておきましょう。

■p.44 「速攻攻略!!」の②、1～3 行目

【変更前】

- ②確認等が必要な事項は、酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、道路運送車両法 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による日常点検の実施又はその確認。



【変更後】

- ②確認等が必要な事項は、運転者に対しては、酒気帯び、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、運転者等に対しては、道路運送車両法 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による日常点検の実施又はその確認。特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認。

■p.45 「速攻攻略!!」の④、1 行目

【変更前】

- ④運行上やむを得ない場合は、対面ではなく…



【変更後】

- ④運行上やむを得ない場合は、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法ではなく…

■p.45 本文、下から4行目

【変更前】…対面での点呼でなくても…

↓

【変更後】…対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法でなくても…

■p.46 1つめの「予想問題」、1～4行目まで

【変更前】

乗務前の点呼は、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、①道路運送車両法の規定による定期点検の実施、又はその確認、②酒気帯びの有無、③疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求め、…

↓

【変更後】

業務前の点呼は、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、運転者等に対しては、①道路運送車両法の規定による定期点検の実施、又はその確認、運転者に対しては、②酒気帯びの有無、③疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、特定自動運行保安員に対しては、④特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認について報告を求め、…

■p.49 「速攻攻略!!」の①、1～2行目

【変更前】

①…運転者に、対面により点呼を行い、以下の②の事項の報告を求め、酒気帯びの…

↓

【変更後】

①…業務に従事しようとする運転者等に、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、以下の②の事項の報告を求め、運転者に対しては、酒気帯びの…

■p.49 「速攻攻略!!」の②、エ

【変更前】エ 他の運転者と運転を交替…

↓

【変更後】エ 他の運転者等と交替…

■p.50 1つめの「予想問題」、1～3行目まで

【変更前】

乗務終了後の点呼は、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、並びに酒気帯びの有無…



【変更後】

業務終了後の点呼は、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、並びに運転者に対しては、酒気帯びの有無…

■p.51 1つめの「予想問題」、1行目まで

【変更前】

運行管理者は、乗務開始及び乗務終了後の運転者に対し、原則、対面での点呼…



【変更後】

運行管理者は、業務開始及び業務終了後の運転者等に対し、原則、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法での点呼…

■p.51 1つめの「予想問題」の下の本文1行目、及び3行目

【変更前】 対面



【変更後】 対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法

■p.51 2つめの「予想問題」、2行目

【変更前】 …対面で行う



【変更後】 …対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行う

■p.52 「速攻攻略!!」の②、2行目

【変更前】

…疾病、疲労、睡眠不足その他の…

↓

【変更後】

…**運転者に対しては**、疾病、疲労、睡眠不足その他の…

■p.98 「速攻攻略!!」の①、2行目

【変更前】…電話、**ファクシミリ装置**その他適当な方法…

↓

【変更後】…電話その他適当な方法…

■p.145 「速攻攻略!!」の⑥

【変更前】

⑥道交法における「自動車」とは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であり、原動機付自転車、軽車両、身体障害者用の車**椅子**、歩行補助車、**小児用の車その他の**小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のものをいう。

↓

【変更後】

⑥道交法における「自動車」とは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は**特定自動運行を行う車**であり、原動機付自転車、軽車両、**移動用小型車**、身体障害者用の車**及び遠隔操作型小型車並びに**歩行補助車、**乳母車その他の**歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のものをいう。

■p.145 「速攻攻略!!」の⑧、3行目

【変更前】…又は停止した運転者が…

↓

【変更後】…又は停止（**特定自動運行中の停止を除く**）をした運転者が…

■p.145 「速攻攻略!!」の⑨、1～2行目

【変更前】…身体障害者用の車**椅子**、歩行補助車等又は**小児用の車**…

↓

【変更後】…身体障害者用の車、歩行補助車等又は**乳母車**…

■p.146 「予想問題」の選択肢2、1行目

【変更前】…身体障害者用の車**椅子**… → 【変更後】…身体障害者用の車…

■p.147 「予想問題」の選択肢2

【変更前】

2. 自動車とは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

↓

【変更後】

2. 自動車とは、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

■p.147 「予想問題」の選択肢3、4行目

【変更前】…停止し、かつ、…

↓

【変更後】…停止（特定自動運行中の停止を除く）をし、かつ、…

■p.157 「速攻攻略!!」の④、最後に追加

【変更前】…追越しはできない。

↓

【変更後】…追越しはできない。ただし、特定小型原動機付自転車等は除かれる。

※「特定小型原動機付自転車」とは、一定出力以下の電動キックボードなどが該当します。
一定の出力以上の原動機が付いているものが「一般原動機付自転車」であり、これら2つを合わせたものが「原動機付自転車」となります。

■p.157 最下部の「予想問題」、3行目

【変更前】…他の車両（軽車両を除く。）を追い越そうと…

↓

【変更後】…他の車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）を追い越そうと…

■p.159 「予想問題」の選択肢4、2行目

【変更前】…においても、前方を進行している原動機付自転車は…

↓

【変更後】…においても、原則として、前方を進行している原動機付自転車は…

■p.159 本文下から2行目以降

【変更前】…場所での原動機付自転車の追越しは禁止される。よって、追い越すことはできない。

↓

【変更後】…場所での原動機付自転車の追越しは、原則として、禁止される。よって、追い越すことはできない。ここで除外されるのは特定小型原動機付自転車等である。

■p.160 2つめの「予想問題」、2～3行目

【変更前】…他の車両（軽車両を除く。）…

↓

【変更後】…他の車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）…

■p.160 3つめの「予想問題」、2行目

【変更前】…他の車両（軽車両を除く。）…

↓

【変更後】…他の車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）…

■p.176 「速攻攻略!!」の①、1行目

【変更前】①身体障害者用の車椅子が通行… → 【変更後】①身体障害者用の車が通行…

■p.178 「予想問題」の選択肢4、1～2行目

【変更前】

…身体障害者用の車椅子が通行しているときは、その側方を離れて走行し、車椅子の通行を…

↓

【変更後】

…身体障害者用の車が通行しているときは、その側方を離れて走行し、車の通行を…

■p.178 本文の最終行

【変更前】…身体障害者用の車椅子が通行… → 【変更後】…身体障害者用の車が通行…

■p.180 3つめの「予想問題」、1～2行目

【変更前】

…身体障害者用の車椅子が通行しているときは、その側方を離れて走行し、車椅子の通行を…

↓

【変更後】

…身体障害者用の車が通行しているときは、その側方を離れて走行し、車の通行を…

■p.180 本文の下から2行目

【変更前】 …身体障害者用の車椅子が通行… → 【変更後】 …身体障害者用の車が通行…